

自己資本の充実の状況等（単体）

1 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況 当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年度末における自己資本比率は、13.86%となりました。 なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。	(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。 具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。 また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。																
(2) 自己資本調達手段の概要 当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資により調達しています。 普通出資 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>発行主体</td><td>北海道信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>資本調達手段の種類</td><td>普通出資</td></tr><tr><td>コア資本にかかる基礎項目に算入した額</td><td>704億円（前年度688億円）</td></tr></table> 後配出資 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>発行主体</td><td>北海道信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>資本調達手段の種類</td><td>後配出資</td></tr><tr><td>コア資本にかかる基礎項目に算入した額</td><td>714億円（前年度698億円）</td></tr></table>	項 目	内 容	発行主体	北海道信用農業協同組合連合会	資本調達手段の種類	普通出資	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	704億円（前年度688億円）	項 目	内 容	発行主体	北海道信用農業協同組合連合会	資本調達手段の種類	後配出資	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	714億円（前年度698億円）	
項 目	内 容																
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会																
資本調達手段の種類	普通出資																
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	704億円（前年度688億円）																
項 目	内 容																
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会																
資本調達手段の種類	後配出資																
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	714億円（前年度698億円）																

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	196,321	202,069
うち、出資金および資本準備金の額	138,659	141,861
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	59,492	62,097
うち、外部流出予定額（△）	1,830	1,889
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,084	7,082
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	7,084	7,082
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	203,406	209,151
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	189	178
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	189	178
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	189	178
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	203,216	208,973
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,326,564	1,485,474
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,439	22,057
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,346,003	1,507,531
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.09	13.86

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況等（単体）

（2）自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

（単位：百万円）

信用リスク・アセット （標準的手法）	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	919	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	403,777	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,648	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,280	328	13
我が国の政府関係機関向け	39,945	3,891	155
地方三公社向け	149	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,255,540	405,445	16,217
法人等向け	686,053	370,837	14,833
中小企業等向けおよび個人向け	35,749	25,989	1,039
不動産取得等事業向け	2,353	2,349	93
三月以上延滞等	1,890	1,675	67
取立未済手形	81	16	0
信用保証協会等による保証付	19,477	1,944	77
出資等	29,040	29,040	1,161
（うち出資等のエクスポージャー）	29,040	29,040	1,161
上記以外	159,514	393,908	15,756
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	13,538	33,845	1,353
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	141,283	353,209	14,128
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	1,442	3,607	144
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,249	3,246	129
証券化	82,485	16,413	656
（うち非STC要件適用分）	82,485	16,413	656
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	109,200	74,725	2,989
（うちルックスルー方式）	109,200	74,725	2,989
信用リスク・アセットの額の合計額		1,326,564	53,062

- （注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所 要 自 己 資 本 の 額	19,439	777

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に 4%を乗じた額

(単位：百万円)

	令和5年度	
	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所 要 自 己 資 本 額	1,346,003	53,840

自己資本の充実の状況等（単体）

d. 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,078	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	316,525	—	—
我が国の地方公共団体向け	171,618	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,918	291	11
我が国の政府関係機関向け	35,193	3,416	136
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,097,786	391,412	15,656
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	92,725	26,356	1,054
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	680,581	378,781	15,151
中堅中小企業等向け及び個人向け	45,543	34,954	1,398
（うちトランザクター向け）	3	1	0
不動産関連向け	7,752	7,509	300
（うち自己居住用不動産等向け）	177	45	1
（うち賃貸用不動産向け）	43	25	1
（うち事業用不動産関連向け）	7,531	7,437	297
劣後債券及びその他資本性証券等	47,702	47,702	1,908
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	3,513	1,226	49
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	2	2	0
取立未済手形	497	99	3
信用保証協会等による保証付	27,143	2,711	108
株式等	9,164	9,164	366
上記以外	209,644	513,346	20,533
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにかかるエクスポージャー）	22,523	56,307	2,252
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	178,389	445,974	17,838
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	1,558	3,896	155
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,173	7,167	286
証券化	82,989	16,495	659
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	82,989	16,495	659
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	107,381	78,359	3,134
（うちルックスルー方式）	107,381	78,359	3,134
標準的手法を運用するエクスポージャー計	3,847,037	1,485,474	59,418
合計（信用リスク・アセットの額）	3,847,037	1,485,474	59,418
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	22,057		882
	リスク・アセット等 （分母）合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	1,507,531		60,301

e. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,057
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	882
BI	14,704
BIC	1,764

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

自己資本の充実の状況等（単体）

2 信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお、計上基準については注記表に記載しております。

（2）標準的な手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的な手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国	内	3,825,017	1,063,962	704,165	—	3,656,666	1,062,176	629,240	—
国	外	1,402	—	1,402	—	—	—	—	—
合	計	3,826,420	1,063,962	705,568	—	3,656,666	1,062,176	629,240	—

b. 業種別

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	32,059	32,059	—	—	31,456	31,456	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	125,405	56,905	64,320	—	143,641	68,746	71,039	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設・不 動 産 業	65,110	50,903	13,705	—	76,881	57,080	19,299	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	74,707	35,264	38,627	—	77,378	35,619	40,944	—
	運 輸・通 信 業	37,424	15,233	22,190	—	38,433	17,295	21,137	—
	金 融・保 険 業	2,512,066	394,562	73,363	—	2,359,575	334,665	76,960	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	357,176	344,481	12,026	—	407,040	387,475	18,895	—
	日本国政府・地方公共団体	591,832	110,497	481,334	—	487,590	106,626	380,964	—
	上 記 以 外	358	347	—	—	11,442	298	—	—
	個 人	23,705	23,705	—	—	22,910	22,910	—	—
そ の 他		6,572	0	—	—	315	—	—	—
合 計		3,826,420	1,063,962	705,568	—	3,656,666	1,062,176	629,240	—

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下		2,127,602	182,683	27,810	—	2,069,852	207,580	77,085	—
1年超3年以下		306,800	181,659	117,111	—	261,270	169,035	92,235	—
3年超5年以下		217,502	155,673	61,829	—	179,079	165,559	13,519	—
5年超7年以下		118,458	103,386	15,072	—	124,303	106,542	17,761	—
7年超10年以下		187,875	112,884	74,991	—	190,445	104,690	85,754	—
10年超		562,126	153,373	408,753	—	506,286	163,402	342,884	—
期限の定めのないもの		306,052	174,113	—	—	325,429	145,222	—	—
合 計		3,826,420	1,063,773	705,568	—	3,656,666	1,062,032	629,240	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等（単体）

（2）延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

（単位：百万円）

		令和5年度	令和6年度
		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
国	内	1,890	3,516
国	外	－	－
合	計	1,890	3,516

b. 業種別

（単位：百万円）

			令和5年度	令和6年度
			三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
法人	農	業	978	2,689
	林	業	－	－
	水	産 業	－	－
	製	造 業	95	69
	鉱	業	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業		－	5
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		－	－
	運 輸 ・ 通 信 業		－	－
	金 融 ・ 保 険 業		－	－
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業		－	3
	上 記 以 外		－	－
	個 人		816	748
合 計			1,890	3,516

（注）1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。
 2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（3）貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

（単位：百万円）

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,002	1,084	－	1,002	1,084	1,084	1,082	－	1,084	1,082
個別貸倒引当金	1,867	1,979	1	1,866	1,979	1,979	1,926	269	1,710	1,926

b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	946	1,779	—	946	1,779	1,779	1,803	269	1,510	1,803
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	115	95	—	115	95	95	69	—	95	69
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	744	4	—	744	4	4	—	—	4	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0
	上記以外	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
	個人	62	101	1	60	101	101	48	—	101	48
合計		1,867	1,979	1	1,866	1,979	1,979	1,926	269	1,710	1,926

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	上記以外	—	—
	個人	—	—
合計		—	—

自己資本の充実の状況等（単体）

（5）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 $F=(E/(C+D))$
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
現金	0	1,078	—	1,078	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	316,525	—	316,525	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	171,618	—	171,618	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	2,918	—	2,918	—	291	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	35,193	—	35,193	—	3,416	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	1,872,258	225,528	1,828,388	225,528	391,412	19
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	20,355	72,369	20,355	72,369	26,356	28
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	665,090	99,203	664,472	15,490	378,781	56
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	10,489	39,758	10,203	34,933	34,954	77
（うちトランザクター向け）	45	—	30	—	3	1	45
不動産関連向け	20~150	7,752	—	7,501	—	7,509	100
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	177	—	177	—	45	26
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	43	—	43	—	25	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	7,531	—	7,280	—	7,437	102
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他の資本性証券等	150	47,702	—	47,702	—	47,702	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	1,305	1,176	1,302	406	1,226	72
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	2	—	2	—	2	100
取立未済手形	20	497	—	497	—	99	20
信用保証協会等による保証付	0~10	27,143	—	27,111	—	2,711	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	9,164	—	9,164	—	9,164	100
上記以外	100~1250	209,639	0	209,639	0	513,346	245
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	250~400	22,523	—	22,523	—	56,307	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	250	178,389	—	178,389	—	445,974	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	250	1,558	—	1,558	—	3,896	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	7,167	0	7,167	0	7,167	100
証券化	—	82,989	—	82,989	—	16,495	20
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	82,989	—	82,989	—	16,495	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	107,381	—	107,381	—	78,359	73
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	1,485,474	—

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	316,525					0	316,525						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計					
我が国の地方公共団体向け	171,618						0	171,618					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		2,918					0	2,918					
我が国の政府関係機関向け	1,028	34,165					0	35,193					
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,851,511	34,798	26,671					140,935	2,053,916				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	41,279	24,775	26,671					0	92,725				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	136,483	369,342	29,297			144,840			0	679,963			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計							
劣後債権及びその他資本性証券等		47,702					0	47,702					
株式等			9,164				0	9,164					
	45%	75%	100%	その他	合 計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	33,275	0	11,858	45,137								
（うちトランザクター向け）	3			0	3								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け	16						5			14	140	177	
うち自己居住用不動産等向け													
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け					43					0	43		
うち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計						
不動産関連向け	609	1,636	5,034			0	7,280						
うち事業用不動産関連向け													
	60%			その他			合 計						
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け													
	100%		150%		その他		合 計						
不動産関連向け													
うちADC向け													
	50%		100%		150%		その他		合 計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,136		401		170		0		1,709				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞			2				0		2				
	0%		10%		20%		100%		その他		合 計		
現金	1,078								0		1,078		
取立未済手形			497						0		497		
信用保証協会等による保証付	0		27,110						0		27,111		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

自己資本の充実の状況等（単体）

（7）信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	824,834	824,834
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	61,635	61,635
	20%	198,516	2,027,484	2,226,001
	35%	—	—	—
	50%	307,553	631	308,185
	75%	—	35,250	35,250
	100%	28,295	184,958	213,253
	150%	—	994	994
	250%	—	156,264	156,264
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		534,366	3,292,053	3,826,420

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（8）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（%）	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	2,564,358	198,857	100	2,718,910
40%～70%	365,994	40,138	81	397,889
75%	32,711	31,109	96	62,587
80%	—	—	—	—
85%	6,303	9,862	57	11,686
90%～100%	137,226	85,670	12	146,881
105%～130%	5,116	—	—	5,034
150%	47,865	8	100	47,873
250%	9,164	—	—	9,164
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	19	73	14
合 計	3,168,741	365,666	76	3,400,041

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

3 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。

また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

自己資本の充実の状況等（単体）

（1）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,031	－
地方三公社向け	－	148	－
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	190,919	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	114	176	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	191,034	1,355	－

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

（単位：百万円）

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,028	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	140,926	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	83	7	－
自己居住用不動産等向け	－	163	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産向けエクスポージャーにかかる延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	141,009	1,198	－

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手続等は定めておりません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和5年度					
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実の状況等（単体）

（単位：百万円）

	令和6年度					
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	—	—	—	—	—

（注）1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

（2）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

（3）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

5 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことですが、該当するものではありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制としております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	12,581	—	14,181	—
	住宅ローン	31,099	—	31,853	—
	自動車ローン	27,163	—	25,765	—
	その他	11,642	—	11,188	—
	合計	82,485	—	82,989	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等（単体）

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

（単位：百万円）

	令和5年度						
	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	82,485	656	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	82,485	656	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	—	—	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—	合計	—	—	

（単位：百万円）

	令和6年度						
	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	82,989	659	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	82,989	659	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	—	—	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—	合計	—	—	

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

6 CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしておりますが、当年度においては該当ありません。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

7 マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

8 オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方を網羅した「オペレーショナルリスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るように努めています。また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務

要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

自己資本の充実の状況等（単体）

9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。 (1) その他有価証券として区分される株式 その他有価証券として区分される株式については、市場リ	スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。 (2) 外部出資勘定の株式又は出資 外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。
---	--

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	12,565	12,565	12,225	12,225
非	上場	119,501	119,501	163,260	163,260
合	計	132,067	132,067	175,486	175,486

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	237	－	－

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,915	－	6,937	36

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算の概要

受益証券や金銭の信託等複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のリスク・ウェイト算出は、原則として、告示に定めるルックスルー方式によりますが、ルックスルー方式によりがたい場合には、以下に定めるルックスルー方式以外の方式により算出しています。

(1) ルックスルー方式

次の各号に掲げる適用要件を満たす場合には、裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの総資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとしています。

- ア．裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が十分かつ頻繁に取得している。
- イ．裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が独立した第三者により検証されている。

(2) マンデート方式

裏付けとなる資産運用基準が明示されているときは、当該資産運用基準に基づき最大となるよう算出した裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの総

資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとしています。

(3) 蓋然性方式

上記（１）および（２）の適用ができないときであって、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときは、次の各号に定める比率を、当該リスク・ウェイトとしています。

- ア．250%以下 250%
- イ．250%超400%以下 400%

(4) フォールバック方式

上記（１）から（３）の適用を受けることができないときには、1,250%をリスク・ウェイトとしています。

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	109,200	107,381
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等（単体）

11 金利リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

なお、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、従来の金利リスクマネジメントを補完するものとして位置付けし、四半期毎に算出の上、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

（2）当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要（銀行勘定の金利リスク（IRRBB）以外）

リスク資本配賦管理として、分散共分散法によるVaR（※）にて金利リスクを算出しています。なお、算出に際しては一部株式（ETF）と債券の相関を考慮した計測としております。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコン

トロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しています。

なお、金利リスク計測の前提において銀行勘定の金利リスク（IRRBB）と大きく異なる点は上述のとおりです。

また、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去5年の金利変動データを基に算出しています。

（3）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

なお、 Δ EVEの前事業年度末からの変動は、超長期国債等の残高減少を主因とするものです。

※金利リスク（IRRBB）の算出において、流動性貯金への満期の割当方法は金融庁が定める保守的な前提を採用しており、最長の金利改定満期は5年としております。なお、流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.252年となっております。

また、固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておらず、複数の通貨の集計においても、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。

スプレッドについては、一定の前提を置きキャッシュ・フローを展開しており、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

なお、内部モデルは使用しておらず、計測値の解釈や重要性に関するその他の説明はありません。

(1) 金利リスクに関して当社が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	77,466	57,951

(2) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する事項

(単位：百万円)

		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	77,913	62,607	3,710	3,294
2	下方パラレルシフト	—	—	3	3
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	77,913	62,607	3,710	3,294
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	203,216		208,973	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

自己資本の充実の状況等（連結）

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容 ○ 連結子会社数 1社	名 称	主要な業務内容
	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況 当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年度末における自己資本比率は、13.88%となりました。 なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。	(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。 具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。								
(2) 自己資本調達手段の概要 当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資により調達しています。									
普通出資 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>発行主体</td><td>北海道信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>資本調達手段の種類</td><td>普通出資</td></tr><tr><td>コア資本にかかる基礎項目に算入した額</td><td>704億円(前年度688億円)</td></tr></table>		項 目	内 容	発行主体	北海道信用農業協同組合連合会	資本調達手段の種類	普通出資	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	704億円(前年度688億円)
項 目	内 容								
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会								
資本調達手段の種類	普通出資								
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	704億円(前年度688億円)								
後配出資 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>発行主体</td><td>北海道信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>資本調達手段の種類</td><td>後配出資</td></tr><tr><td>コア資本にかかる基礎項目に算入した額</td><td>714億円(前年度698億円)</td></tr></table>		項 目	内 容	発行主体	北海道信用農業協同組合連合会	資本調達手段の種類	後配出資	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	714億円(前年度698億円)
項 目	内 容								
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会								
資本調達手段の種類	後配出資								
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	714億円(前年度698億円)								

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	196,704	202,468
うち、出資金および資本準備金の額	138,659	141,861
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	59,875	62,496
うち、外部流出予定額（△）	1,830	1,889
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付にかかるものの額	—	—
コア資本にかかる調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,084	7,082
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	7,084	7,082
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	203,789	209,550
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	189	178
うち、のれんにかかるもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	189	178
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付にかかる資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	189	178
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	203,599	209,372
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,326,582	1,485,558
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,582	22,561
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,346,165	1,508,119
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.12	13.88

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況等（連結）

（2）自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

（単位：百万円）

信用リスク・アセット （標準的手法）	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	919	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	403,777	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,648	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,280	328	13
我が国の政府関係機関向け	39,945	3,891	155
地方三公社向け	149	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,255,540	405,445	16,217
法人等向け	686,053	370,837	14,833
中小企業等向けおよび個人向け	35,749	25,989	1,039
不動産取得等事業向け	2,353	2,349	93
三月以上延滞等	1,890	1,675	67
取立未済手形	81	16	0
信用保証協会等による保証付	19,477	1,944	77
出資等	29,030	29,030	1,161
（うち出資等のエクスポージャー）	29,030	29,030	1,161
上記以外	159,543	393,937	15,757
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等およびその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものにか かるエクスポージャー）	13,538	33,845	1,353
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にか かるエクスポージャー）	141,283	353,209	14,128
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分にかかるエクスポージャー）	1,442	3,607	144
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,278	3,275	131
証券化	82,485	16,413	656
（うち非STC要件適用分）	82,485	16,413	656
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエ クスポージャー	109,200	74,725	2,989
（うちルックスルー方式）	109,200	74,725	2,989
信用リスク・アセットの額の合計額		1,326,582	53,063

- （注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	19,582	783

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に 4%を乗じた額

(単位：百万円)

	令和5年度	
	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	1,346,165	53,846

自己資本の充実の状況等（連結）

d. 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,078	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	316,525	—	—
我が国の地方公共団体向け	171,618	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,918	291	11
我が国の政府関係機関向け	35,193	3,416	136
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,097,786	391,412	15,656
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	92,725	26,356	1,054
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	680,581	378,781	15,151
中堅中小企業等向け及び個人向け	45,543	34,954	1,398
（うちトランザクター向け）	3	1	0
不動産関連向け	7,752	7,509	300
（うち自己居住用不動産等向け）	177	45	1
（うち賃貸用不動産向け）	43	25	1
（うち事業用不動産関連向け）	7,531	7,437	297
劣後債券及びその他資本性証券等	47,702	47,702	1,908
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	3,513	1,226	49
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	2	2	0
取立未済手形	497	99	3
信用保証協会等による保証付	27,143	2,711	108
株式等	9,154	9,154	366
上記以外	209,696	513,440	20,537
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにかかるエクスポージャー）	22,523	56,307	2,252
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	178,389	445,974	17,838
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	1,586	3,967	158
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,196	7,191	287
証券化	82,989	16,495	659
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	82,989	16,495	659
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	107,381	78,359	3,134
（うちルックスルー方式）	107,381	78,359	3,134
標準的手法を運用するエクスポージャー計	3,847,079	1,485,558	59,422
合計（信用リスク・アセットの額）	3,847,079	1,485,558	59,422
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	22,561		902
	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	1,508,119		60,324

e. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,561
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	902
BI	14,866
BIC	1,783

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

自己資本の充実の状況等（連結）

3 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国	内	3,825,036	1,063,962	704,165	—	3,656,708	1,062,176	629,240	—
国	外	1,402	—	1,402	—	—	—	—	—
合	計	3,826,439	1,063,962	705,568	—	3,656,708	1,062,176	629,240	—

b. 業種別

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	32,059	32,059	—	—	31,456	31,456	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	125,405	56,905	64,320	—	143,641	68,746	71,039	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設・不 動 産 業	65,110	50,903	13,705	—	76,881	57,080	19,299	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	74,707	35,264	38,627	—	77,378	35,619	40,944	—
	運 輸・通 信 業	37,424	15,233	22,190	—	38,433	17,295	21,137	—
	金 融・保 険 業	2,512,066	394,562	73,363	—	2,359,575	334,665	76,960	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	357,195	344,481	12,026	—	407,081	387,475	18,895	—
	日本国政府・地方公共団体	591,832	110,497	481,334	—	487,590	106,626	380,964	—
	上 記 以 外	358	347	—	—	11,442	298	—	—
個 人		23,705	23,705	—	—	22,910	22,910	—	—
そ の 他		6,572	0	—	—	315	—	—	—
合 計		3,826,439	1,063,962	705,568	—	3,656,708	1,062,176	629,240	—

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	2,127,602	182,683	27,810	—	2,069,852	207,580	77,085	—
1年超3年以下	306,800	181,659	117,111	—	261,270	169,035	92,235	—
3年超5年以下	217,502	155,673	61,829	—	179,079	165,559	13,519	—
5年超7年以下	118,458	103,386	15,072	—	124,303	106,542	17,761	—
7年超10年以下	187,875	112,884	74,991	—	190,445	104,690	85,754	—
10年超	562,126	153,373	408,753	—	506,286	163,402	342,884	—
期限の定めのないもの	306,071	174,113	—	—	325,470	145,222	—	—
合 計	3,826,439	1,063,773	705,568	—	3,656,708	1,062,032	629,240	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	三月以上延滞エクスポージャー		延滞エクスポージャー	
国 内	1,890		3,516	
国 外	—		—	
合 計	1,890		3,516	

自己資本の充実の状況等（連結）

b. 業種別

（単位：百万円）

			令和5年度	令和6年度
			三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
法人	農 業		978	2,689
	林 業		—	—
	水 産 業		—	—
	製 造 業		95	69
	鉱 業		—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業		—	5
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		—	—
	運 輸 ・ 通 信 業		—	—
	金 融 ・ 保 険 業		—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業		—	3
	上 記 以 外		—	—
	個 人		816	748
合 計			1,890	3,516

（注）1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（3）貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

（単位：百万円）

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,002	1,084	—	1,002	1,084	1,084	1,082	—	1,084	1,082
個別貸倒引当金	1,867	1,979	1	1,866	1,979	1,979	1,926	269	1,710	1,926

b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	946	1,779	—	946	1,779	1,779	1,803	269	1,510	1,803
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	115	95	—	115	95	95	69	—	95	69
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	744	4	—	744	4	4	—	—	4	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0
	上記以外	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
	個人	62	101	1	60	101	101	48	—	101	48
合計		1,867	1,979	1	1,866	1,979	1,979	1,926	269	1,710	1,926

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	上記以外	—	—
	個人	—	—
合計		—	—

自己資本の充実の状況等（連結）

（5）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/ (C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
現金	0	1,078	—	1,078	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	316,525	—	316,525	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	171,618	—	171,618	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	2,918	—	2,918	—	291	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	35,193	—	35,193	—	3,416	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	1,872,258	225,528	1,828,388	225,528	391,412	19
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	20,355	72,369	20,355	72,369	26,356	28
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	665,090	99,203	664,472	15,490	378,781	56
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	10,489	39,758	10,203	34,933	34,954	77
（うちトランザクター向け）	45	—	30	—	3	1	45
不動産関連向け	20~150	7,752	—	7,501	—	7,509	100
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	177	—	177	—	45	26
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	43	—	43	—	25	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	7,531	—	7,280	—	7,437	102
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他の資本性証券等	150	47,702	—	47,702	—	47,702	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	1,305	1,176	1,302	406	1,226	72
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	2	—	2	—	2	100
取立未済手形	20	497	—	497	—	99	20
信用保証協会等による保証付	0~10	27,143	—	27,111	—	2,711	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	9,154	—	9,154	—	9,154	100
上記以外	100~1250	209,690	0	209,690	0	513,440	245
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	250~400	22,523	—	22,523	—	56,307	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	250	178,389	—	178,389	—	445,974	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	250	1,586	—	1,586	—	3,967	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	7,191	0	7,191	0	7,191	100
証券化	—	82,989	—	82,989	—	16,495	20
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	82,989	—	82,989	—	16,495	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	107,381	—	107,381	—	78,359	73
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	1,485,558	—

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							合 計					
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	316,525					0	316,525						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計					
我が国の地方公共団体向け	171,618						0	171,618					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		2,918					0	2,918					
我が国の政府関係機関向け	1,028	34,165					0	35,193					
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,851,511	34,798	26,671					140,935	2,053,916				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	41,279	24,775	26,671					0	92,725				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	136,483	369,342	29,297			144,840			0	679,963			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計							
劣後債権及びその他資本性証券等		47,702			0	47,702							
株式等			9,154		0	9,154							
	45%	75%	100%	その他	合 計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	33,275	0	11,858	45,137								
（うちトランザクター向け）	3			0	3								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け	16						5			14	140	177	
うち自己居住用不動産等向け													
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け					43					0	43		
うち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計						
不動産関連向け	609	1,636	5,034			0	7,280						
うち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合 計										
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合 計									
不動産関連向け													
うちADC向け													
	50%	100%	150%	その他	合 計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,136	401	170	0	1,709								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞		2		0	2								
	0%	10%	20%	100%	その他	合 計							
現金	1,078				0	1,078							
取立未済手形			497		0	497							
信用保証協会等による保証付	0	27,110			0	27,111							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

自己資本の充実の状況等（連結）

（7）信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	824,834	824,834
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	61,635	61,635
	20%	198,516	2,027,484	2,226,001
	35%	—	—	—
	50%	307,553	631	308,185
	75%	—	35,250	35,250
	100%	28,295	184,977	213,272
	150%	—	994	994
	250%	—	156,264	156,264
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		534,366	3,292,072	3,826,439

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（8）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（%）	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	2,564,358	198,857	100	2,718,910
40%～70%	365,994	40,138	81	397,889
75%	32,711	31,109	96	62,587
80%	—	—	—	—
85%	6,303	9,862	57	11,686
90%～100%	137,249	85,670	12	146,904
105%～130%	5,116	—	0	5,034
150%	47,865	8	100	47,873
250%	9,182	—	—	9,182
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	19	73	14
合 計	3,168,782	365,666	76	3,400,082

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,031	—
地方三公社向け	—	148	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	190,919	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	114	176	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	191,034	1,355	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等（連結）

（単位：百万円）

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,028	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	140,926	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	83	7	—
自己居住用不動産等向け	—	163	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産向けエクスポージャーにかかる延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	141,009	1,198	—

- （注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和5年度					
	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	令和6年度					
	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

自己資本の充実の状況等（連結）

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

6 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	12,581	－	14,181	－
	住宅ローン	31,099	－	31,853	－
	自動車ローン	27,163	－	25,765	－
	その他	11,642	－	11,188	－
	合計	82,485	－	82,989	－
オフ・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	－	－	－	－
	自動車ローン	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和5年度						
	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	82,485	656	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	82,485	656	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	—	—	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—	合計	—	—	

(単位：百万円)

	令和6年度						
	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	82,989	659	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	82,989	659	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—	
	15%～ 50%未満	—	—	100%～ 250%未満	—	—	
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—	
	100%～ 250%未満	—	—	400%～ 1250%未満	—	—	
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—	
	400%～ 1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—	合計	—	—	

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等（連結）

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つ/オストリップによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能を持つ/オストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

7 CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要 CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしておりますが、当年度においては該当ありません。	(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。） CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。
--	---

8 マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。
--

10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資等または株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。
--

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

			令和5年度		令和6年度	
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場		12,565	12,565	12,225	12,225
非	上	場	119,491	119,491	163,250	163,250
合	計		132,057	132,057	175,476	175,476

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	237	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,915	—	6,937	36

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外でファンド向け与信等を行っていません。リスク・ウェイトのみなし計算の概要は単体の開示事項をご参照ください。

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	109,200	107,381
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等（連結）

12 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

（1）金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	77,466	57,951

（2）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する事項

（単位：百万円）

		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	77,913	62,607	3,710	3,294
2	下方パラレルシフト	—	—	3	3
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	77,913	62,607	3,710	3,294
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	203,599		208,973	

（注）1. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	126	40

(注1) 対象役員は、経営管理委員12名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

役員等の報酬体系

2 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。